

墓の行方—下関市豊北町神田上T地区Y家の事例を通して—

矢都村 典子

1. はじめに

生物にとって「死」とは切っても切り離せないものである。「死」は誰しにも予期せずに起こり得る凶事であり、人は近い者が亡くなると、その死を悼み、弔い、多くの場合、遺体は「墓」へと埋葬される。

「墓」とは遺骨や遺体を葬っている所であり、またその上に立てた石塔などの墓碑とされる墓上装置を含めたもののことをさす。周知のとおり、日本では縄文・弥生時代より墓はあり、古墳時代には巨大な墳墓が形成されるなど、時代とともに権力者の象徴となり、様々な形態を有していた。しかし、伝敏達陵を最後として前方後円墳から中国皇帝陵にならった方墳を採用していくことになり¹、七世紀半ばの大化二(646)年に発された薄葬令によって、墳墓の規模は身分ごとに規制されることになる。

平安時代になると納骨習俗とともに造寺、造塔が盛んとなり、墓にも塔を建てる風習が生じた。形は仏教の影響によって層塔、多宝塔、五輪塔、宝篋印塔などが用いられ、現在一般によく見られる角石型のものが普及したのは江戸中期以降である²が、時流と共にその形は大きく変容している。

現代ではライフスタイルや価値観の変化に伴い、墓地や霊園に対する暗いイメージが払拭されつつある³。デザインも角柱型の一般的な和型墓以外に、外国の土葬墓の墓標を模した洋型墓、故人の好きだったもの、趣味や生業で使っていたものをモチーフとしてあしらったデザイン墓なるものもあり、墓石の形にも変化が起きている。

また、埋葬の方法も樹木葬、合葬、散骨などの様々な選択肢が増えた。これは都市部への人口一極集中によって発生した墓不足の問題や、建墓にかかる費用や維持費、参拝の手間を考え、墓を持たない選択をする人が増加していることが要因の一端にある。かつては「家」を中心としておこなわれていた供養についても、結婚をしない選択、子供を産まない選択をすることで死後の墓の継承者がいないことを考えて、生前に管理費のいらぬ永代供養墓の手続きをしたり、それまで祭祀をおこなってきた先祖代々の墓を「墓じまい」することも多い。

特に地方では都市部への人口流出が進み、継承者が郷里へ墓参りに戻る手間を省くために「墓じまい」が増加している。また、本家に集まり正月や盆を迎える、というような先祖や「家」の存続そのものに対する関心が薄くなり、誰も供養しなくなった墓が放置されて無縁仏が増加するなどの問題が発生しており、墓自体が減少傾向にある⁴。

生活スタイルが「家」主体から「個」を主体とする価値観へ変化したことをはじめ、「死」あるいはその後の自分をどのように完結していくのか、生きる選択肢が多様化した現代において、墓をめぐる問題は過疎少子化が進む地方に於いて大きな課題であり、ここ豊北町に於いても例外ではない⁵。

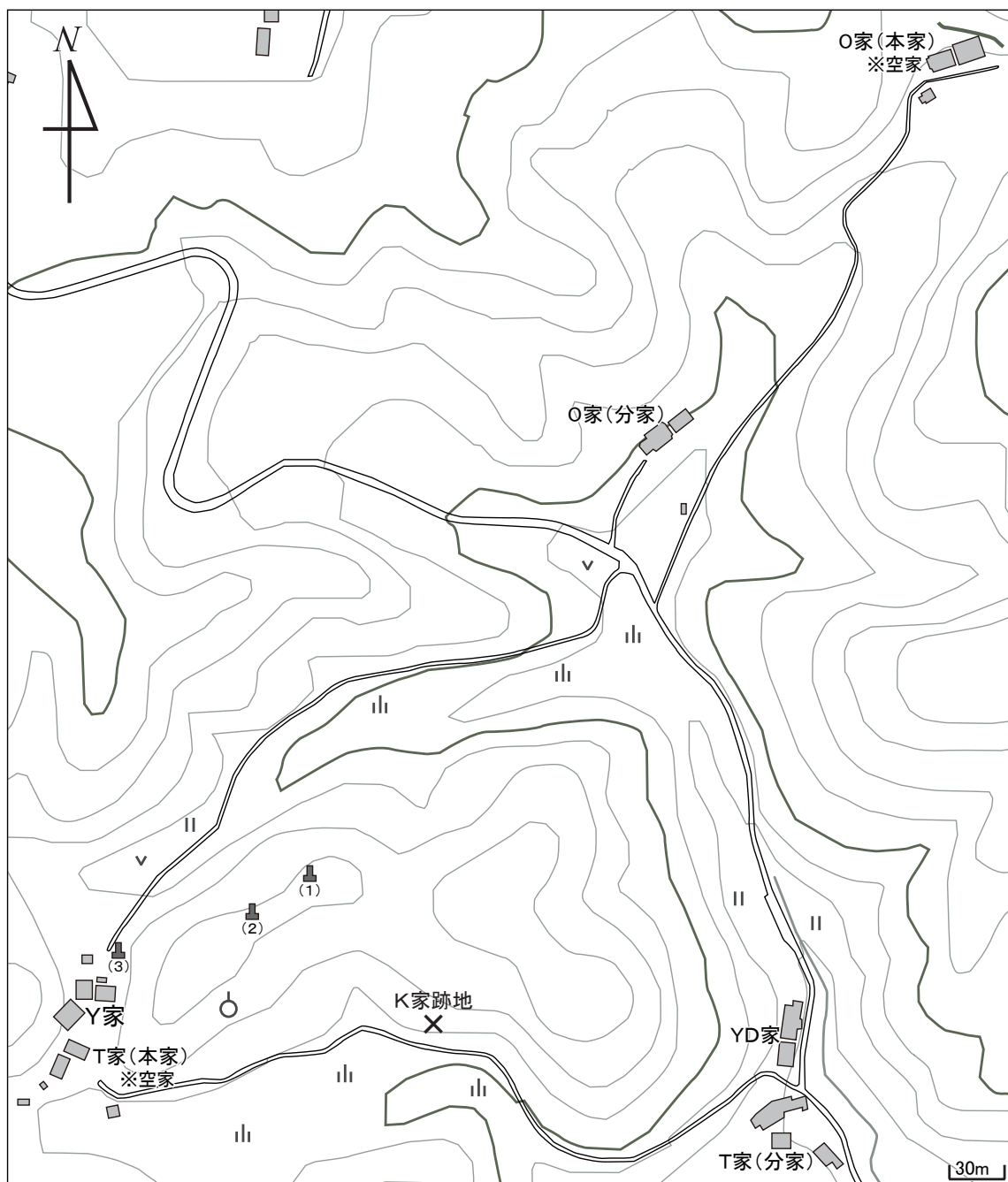
そこで今回、2017年に墓の合祀をおこなったY家の墓事情を豊北町における一つの事例として、家墓の祭祀形態と、それに関わる人々の意識の変化についてY家六代目主の妻(以後話者という)に協力していただき、調査をおこなった。

2. 墓の形態および配置

2-1. 建立場所

Y家は豊北町大字神田上T地区の上組⁶に属しており、墓所は三箇所⁶に点在している（【図1】Y家墓所周辺図（1）、（2）、（3）参照）。（1）はY家から北東に約150m離れた山中、（2）もY家から北東に約120m離れた山中にあり、両墓所には上組に属している家の墓も建立されている（両墓所に墓のある家と墓所の位置関係は【図1】参照）。（3）はY家の屋敷地内（離れの裏手）にある。

墓所（1）、（2）は祀り手の中心となる者が高齢になり山中の墓地に上がるのが困難になったため、Y家六代目主⁷が亡くなったのを契機に、2017年5月、墓所（3）（以後「屋敷墓」⁸という）に合祀された。



【図1】Y家墓所周辺図⁹

2-2. 現況

以下は調査をおこなった2020年11月現在の墓所の状態である。

墓所(1)【写真1】および【図2】

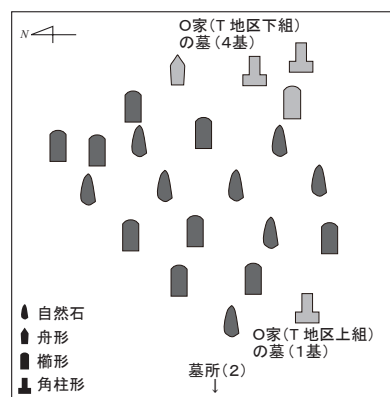
建立年代：文政4(1821)年から明治30(1897)年代、昭和8(1933)年(墓石は亡くなって半年から一年以内に建てられたといわれている)

墓石¹⁰：自然石8基、舟形1基、楕形10基、角柱形3基

埋葬方法：土葬



【写真1】墓所(1)



【図2】墓所(1)墓石配置図

墓標¹¹：22基(Y家17基、O家(本家)1基、O家(T地区下組¹²)4基)

22基のうち、O家(本家)の墓1基はO家の屋敷墓に合祀されて墓石が回収されている。

2017年のY家の屋敷墓合祀後に自然石の8基は倒され、楕形5基は屋敷墓へ、2020年11月に残りの楕形4基が墓所(2)へ移された。

O家(T地区下組)の墓4基は合祀も参拝もされておらず、祀り手のいない無縁墓となっている。

墓所(2)【写真2】および【図3】

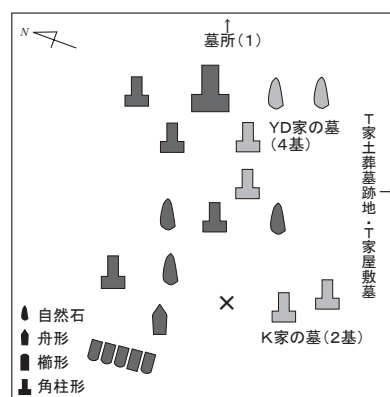
建立年代：明治27(1894)年、明治30(1897)年代から大正15(1926)年(墓石は亡くなって半年から一年以内に建てられたといわれている)

墓石：自然石5基、舟形1基、角柱形9基

埋葬方法：土葬



【写真2】墓所(2)



【図3】墓所(2)墓石配置図

墓標：15基（Y家9基、YD家4基、K家2基、）

土葬墓15基と埋葬跡地（【図3】×印）が一箇所残る¹³。このうち、2016年にYD家の墓4基がYD家の屋敷墓に合祀され、自然石の2基は倒され、角柱形の2基が回収された。2017年にY家の屋敷墓へ合祀された後に6基（自然石3基、舟形1基）が倒され、角柱形のうち3基は屋敷墓の傍へ、2020年11月に1基が墓所（2）の入口側へ移された。一際大きい角柱形の墓石1基は、倒すことが困難であったため、墓標の形を維持したまま放置されている。

墓所（2）にはT家（本家）の土葬墓もあったというが、跡地は藪に覆われて確認できない¹⁴。

K家の墓2基は合祀も参拝もされず、K家もなくなり、無縁墓となっている。

屋敷墓【写真3】および【図4】

建立年代：昭和32年12月、及び2017年に合祀した墓

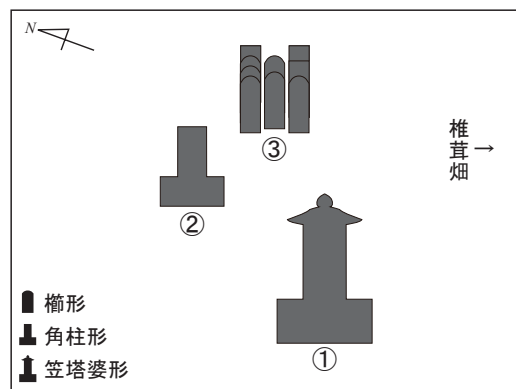
墓石：笠塔婆形1基、角柱形4基、櫛形6基

埋葬方法：火葬

墓標：1基（【図4】②、墓所（1）から移した5基、墓所（2）から移した3基は含まない）



【写真3】屋敷墓



【図4】屋敷墓墓石配置図

埋葬方法が火葬へと移行した後に、Y家の屋敷地内に昭和32年12月に建立された。（【図4】①）地下に納骨室が設置された一般的に見られる和型墓で、施工は同町内の田耕にて左官屋を営んでいたTK氏がおこなった¹⁵。

【図4】①の後方には、かつて他所に葬られていたというY家四代目主の墓標（【図4】②）が立っている。

四代目主は昭和17年に自宅で火葬された後、別の自治会話者の話によれば「隣のTG地区かTB地区ではないか」とのこと）に墓が建立され、遺骨もそこへ埋葬された。理由は不明だが、「昔は辻ヶ畑の人間は死んだらそこにトメ（埋葬・納骨のこと）ておかんといけんかった」のだという。四代目主の墓は、五代目主が亡くなってから屋敷地に墓が立つ際に「いつまでもあっちに置いといても仕方ないから」ということで、遺骨と共に合祀された。

【図4】②には納骨室が無いので、遺骨は【図4】①に納められている。

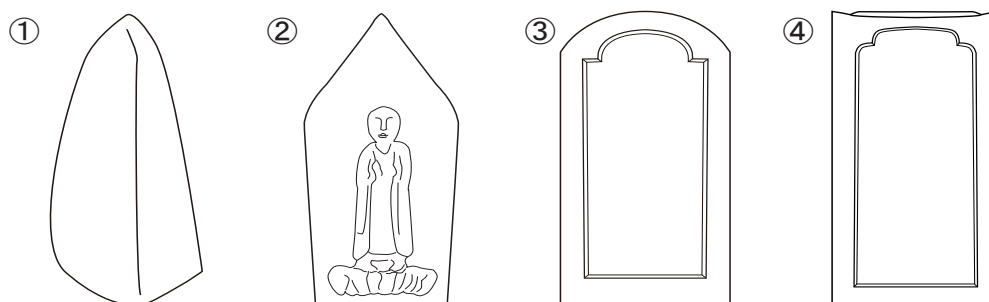
【図4】②の後方には、2017年5月の合祀の際に墓所（1）、墓所（2）から移された墓石9基（【図4】③）が置かれている。

2-3. 墓石の形と礎石配置

墓石の形

Y家の墓石の形は主に4つに分類できる。なお、屋敷墓に見られる笠塔婆形は現在一般的に作られているものなので除外する。

- ① 先端の尖った自然石
- ② 中央に地藏菩薩が彫られた有像舟形
- ③ 櫛形
- ④ 台頭角柱形



【図5】墓石の形

	①	②	③	④
墓所(1)	8	0	9	0
墓所(2)	3	1	0	5
屋敷墓	0	0	0	1

【表1】Y家墓石形別分布数

Y家に残る墓石は①が最も多く11基ある。これはみな「子墓¹⁶」といわれており¹⁷、無碑銘であるため埋葬された人物を特定することができない。次いで③が9基あり墓所(1)に多い、④は6基あり墓所(2)に多く、四隅が反り上がり中心が緩く盛り上がった陣笠頭のようなものが多く見られる。②は1基しかなく、風雨の浸食によって彫られた文字は判読不可能になっており、埋葬者の特定に至ることは出来なかった。

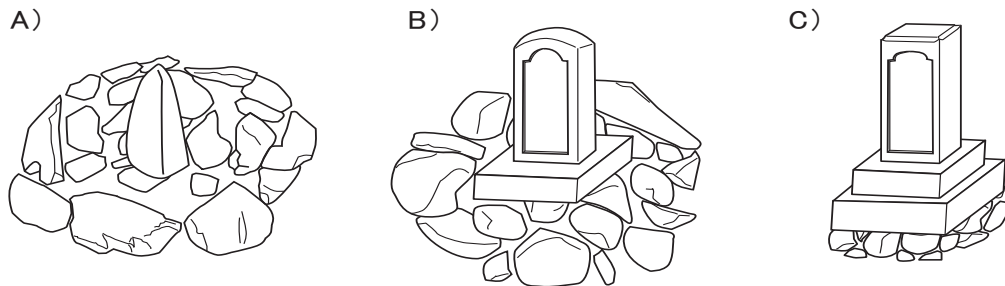
墓石の大きさ

墓石は屋敷墓の笠塔婆形を除くと、全高約35cmから42cm程度の大きさで造られている。しかし、墓所(1)に埋葬された初代主の墓石と、その妻の墓石の大きさが1cm程度しか差がないのに比べて、二代目は夫婦ともに子のものより墓石が大きく、さらに主は妻より4cmほど大きい52cmの高さで造られている。墓所(2)に埋葬された三代目主以降からはさらに顕著となり、主の墓の大きさは60cmを超え、妻の墓石よりも15cm大きく、差別化が図られている。また、墓所(2)に祭祀されている三代目主の四男の墓石は100cmを超える巨大な石塔だが、これは「戦争に出てお金をもらったからではないか」といわれている¹⁸。

礎石の配置

Y家の墓標に見られる礎石配置に注目してみると、主に3つの形に分類できる。

- A) 円形に敷き詰められた石の中央に先端の尖った自然石を立てたもの。
 B) 円形に敷き詰められた石の中央に1～2段の正方形の石を積み、楕円形、角柱形の石塔を立てたもの。
 C) 石積の土台を作り、1～3段の正方形の石を積み、有像舟形、楕円形、角柱形の石塔を立てたもの。



【図6】礎石配置図

	A	B	C
墓所(1)	8	8	1
墓所(2)	3	1	5
屋敷墓	0	0	1

【表2】Y家礎石配置タイプ別分布数

礎石の配置跡数を見ると、Aは子墓に相当するため墓石①と同数の11基ある。Bは9基あり墓所(1)に多く、Cは7基あり墓所(2)に多い。

墓石と礎石配置の組み合わせは、下表3のようになる。

	①	②	③	④
A	11	0	0	0
B	0	0	8	1
C	0	1	1	5

【表3】墓石形・礎石配置組み合わせ

それぞれの墓所に建立されていた墓石数、礎石配置数を上記の表と比べてみると、③とBの組み合わせが墓所(1)に多く、④とCの組み合わせが墓所(2)に多い。

このことから、第2項2節に記述した各墓所の墓の建立年代と照らし合わせると、墓所(1)は墓所(2)より建立年代が古いため、墓石の形が楕円形から角柱形へと遷移していることがわかり、礎石配置はBからCへと変遷していることがわかる。

これは土葬から火葬への変化に対応しているとは一概にいえませんが、配石そのものが整理された形に移行していったのは区画を整理して埋葬場所の確保をおこなう以外にも、墓所(2)が機能していた時期、特に大正期の日本国内では地方自治体が積極的に火葬場設営をおこない、火葬が普及する途上であったことから、その傾向があったものと推測される。

また、①とAの組み合わせは例外なく子墓とされていたようで、配置に年代による変遷は見受けられない。

3. 墓に祀られる人々

3-1. 墓碑銘と祭祀されている人物

墓所(1)と墓所(2)に建立されていた墓のうち、墓碑銘の刻まれたものは埋葬地点から移動していたため、埋葬者と埋葬地点の照合はおこなえなかったが、Y家の過去帳を参考にして、移動された墓石がY家先祖の誰のものであるか照合することができた。

屋敷墓へ移動 (2017年5月以降)

- ①釋 達同 (二代目主の男子)
- ②釋 妙玄 (初代主の妻)
- ③釋 道順 (初代主)
- ④釋 妙了 (四代目主の長女)
- ⑤釋 貞信 (二代目主の妻)
- ⑥不明¹⁹
- ⑦釋 晃道 (二代目主)
- ⑧釋 妙順 (三代目主の妻)
- ⑨釋 了真 (三代目主)



【写真4】屋敷墓へ移動した墓石

墓石の移動は合祀後に日を置いておこなわれ、墓碑銘を話者が過去帳をもとに確認し、各代の当主と妻、長子と思われる子の墓石のみ屋敷墓へ移動させたという。

墓所(2) 入り口付近へ移動 (2020年11月)

- ①釋 了澤 (三代目主の男子)
- ②釋 妙圓 (四代目主の女子)
- ③釋 証道 (二代目主の男子)
- ④釋 妙恵 (三代目主の女子)
- ⑤釋 妙専 (三代目主の女子)



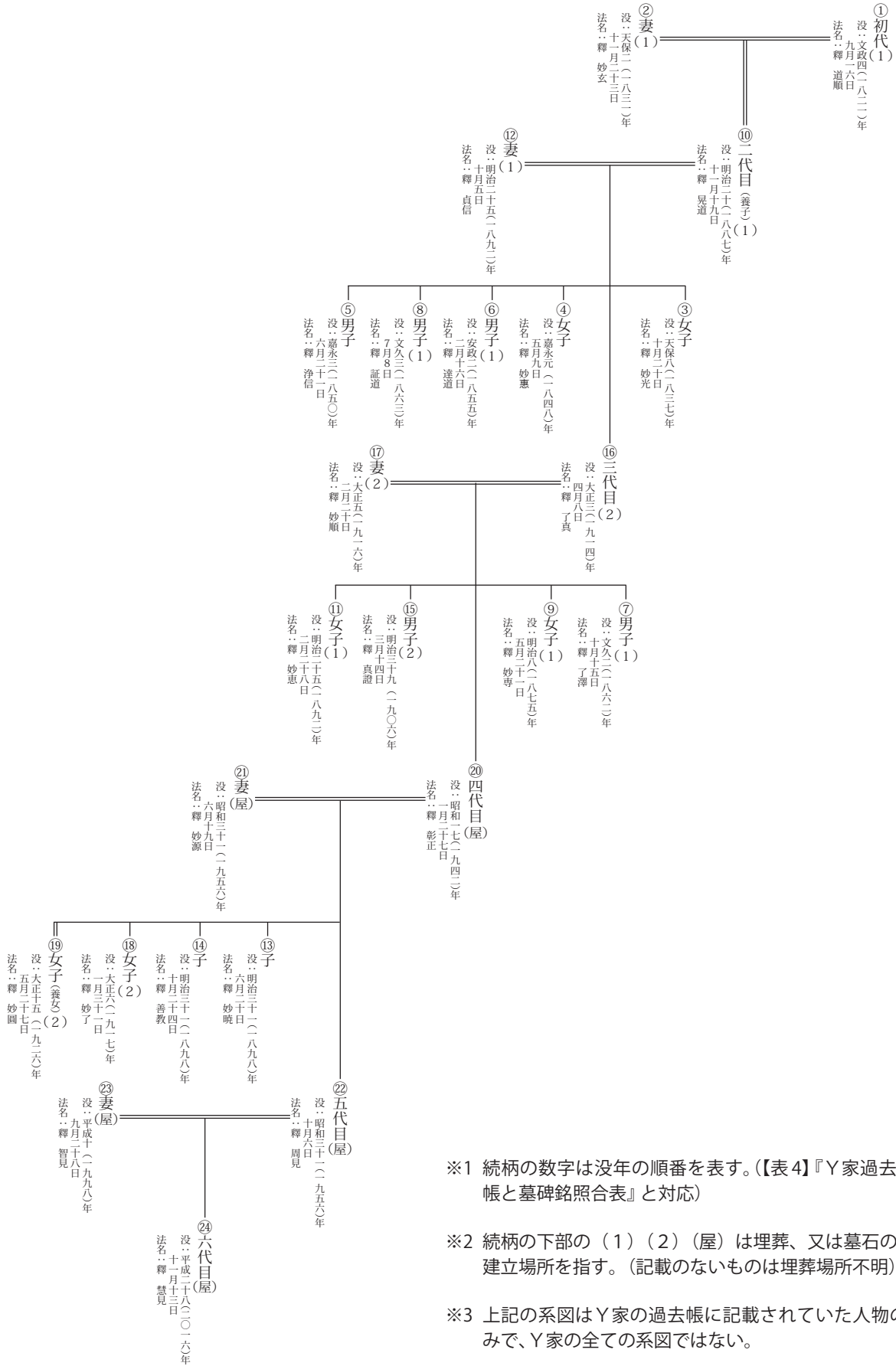
【写真5】墓所(2) 入り口付近へ移動した墓石

上記の墓石は、合祀後に移動されず、基台の傍へ倒されていたものである。Y家七代目当主曰く「いずれは墓碑銘の刻まれた墓石は全て下に降ろす(屋敷墓へ移動する)」とのこと。残された墓石を墓所(2)の入り口付近へ移動させたのは、この前準備のためという。

墓所(1)(2) 屋敷墓に埋葬されている人物と合祀後の関係について、矢都村(2012)の資料をもとに、どのような人物が祭祀されているか表と系図にした(【表4】および【図7】参照)。

	続柄※括弧内は法名	生没年	没年齢 (数え年)	埋葬場所	墓碑配置場所	埋葬方法	墓石の形
①	初代 (釋 道順)	生:不明 没:文政4(1821)年9月16日	不明	墓所(1)	屋敷墓 【写真5】-③	土葬	楕形
②	初代妻 (釋 妙玄)	生:不明 没:天保2(1831)11月23日	不明	墓所(1)	屋敷墓 【写真5】-②	土葬	楕形
③	二代目女子 (釋 妙光)	生:不明 没:天保8(1837)10月20日	不明	不明		土葬	不明
④	二代目女子 (釋 妙恵)	生:不明 没:嘉永元(1848)年5月9日	不明	不明		土葬	不明
⑤	二代目男子 (釋 浄信)	生:嘉永2(1849)年 没:嘉永3(1850)年6月21日	2歳	不明		土葬	不明
⑥	二代目男子 (釋 達道)	生:不明 没:安政2(1855)年2月16日	不明	墓所(1)	屋敷墓 【写真5】-①	土葬	楕形
⑦	三代目男子 (釋 了澤)	生:文久元(1861)年 没:文久2(1862)年10月15日	2歳	墓所(1)	墓所(2) 【写真4】-①	土葬	楕形
⑧	二代目男子 (釋 証道)	生:弘化4(1847)年 没:文久3(1863)年7月8日	17歳	墓所(1)	墓所(2) 【写真4】-③	土葬	楕形
⑨	三代目女子 (釋 妙専)	生:明治4(1871)年 没:明治8(1875)年5月21日	5歳	墓所(1)	墓所(2) 【写真4】-⑤	土葬	楕形
⑩	二代目(養子) (釋 晃道)	生:文化6(1809)年 没:明治20(1887)年11月19日	79歳	墓所(1)	屋敷墓 【写真5】-⑦	土葬	楕形
⑪	三代目女子 (釋 妙恵)	生:不明 没:明治25(1892)年2月28日	不明	墓所(1)	墓所(2) 【写真4】-④	土葬	楕形
⑫	二代目妻 (釋 貞信)	生:不明 没:明治25(1892)年10月5日	不明	墓所(1)	屋敷墓 【写真5】-⑤	土葬	楕形
⑬	四代目子 (釋 妙暁)	生:明治31(1898)年 没:明治31(1898)年6月20日	1歳	不明		土葬	不明
⑭	四代目子 (釋 善教)	生:明治31(1898)年 没:明治31(1898)年10月24日	1歳	不明		土葬	不明
⑮	三代目四男 (釋 真證)	生:明治17(1884)年 没:明治39(1906)年3月14日	23歳	墓所(2)		土葬	角柱形 (兜巾型)
⑯	三代目 (釋 了真)	生:天保5(1834)年 没:大正3(1914)年4月8日	81歳	墓所(2)	屋敷墓 【写真5】-⑨	土葬	角柱形 (陣笠頭)
⑰	三代目妻 (釋 妙順)	生:天保12(1841)年 没:大正5(1916)年2月20日	76歳	墓所(2)	屋敷墓 【写真5】-⑧	土葬	角柱形 (陣笠頭)
⑱	四代目長女 (釋 妙了)	生:明治41(1908)年 没:大正6(1917)年1月31日	10歳	墓所(2)	屋敷墓 【写真5】-④	土葬	角柱形 (陣笠頭)
⑲	四代目女子(養女) (釋 妙圓)	生:大正12(1923)年 没:大正15(1926)年5月27日	4歳	墓所(2)	【写真4】-②	土葬	角柱形 (陣笠頭)
⑳	四代目 (釋 彰正)	生:明治7(1874)年 没:昭和17(1942)年1月27日	69歳	屋敷墓		火葬	角柱形 (四方丸)
㉑	四代目妻 (釋 妙源)	生:明治12(1879)年 没:昭和31(1956)年6月19日	78歳	屋敷墓		火葬	笠塔婆型
㉒	五代目 (釋 周見)	生:明治29(1896)年 没:昭和31(1956)年10月6日	61歳	屋敷墓		火葬	
㉓	五代目妻 (釋 智見)	生:明治36(1903)年 没:平成10(1998)年9月28日	96歳	屋敷墓		火葬	
㉔	六代目 (釋 慧見)	生:昭和10(1935)年 没:平成28(2016)年11月13日	82歳	屋敷墓		火葬	

【表4】Y家過去帳と墓碑銘照合表



- ※1 続柄の数字は没年の順番を表す。(【表4】『Y家過去帳と墓碑銘照合表』と対応)
- ※2 続柄の下部の(1)(2)(屋)は埋葬、又は墓石の建立場所を指す。(記載のないものは埋葬場所不明)
- ※3 上記の系図はY家の過去帳に記載されていた人物のみで、Y家の全ての系図ではない。

【図7】 Y家系図

墓所(1)に祭祀されている人物

初代主・妻、二代目主・妻、二代目主の男子、二代目主の男子、三代目主の男子、三代目主の女子、三代目主の女子

※他：子墓、O家(本家²⁰)の墓1基(合祀済)、O家(T地区下組)の墓4基

墓所(2)に祭祀されている人物

三代目主・妻、三代目主の四男、四代目主の長女、四代目主の女子(養女)

※他：子墓、YD家の墓4基(合祀済)、K家(現在はT地区にいない)の墓3基

屋敷墓に祭祀されている人物

四代目主(他自治会に埋葬された遺骨と墓標を回収)・四代目主妻、五代目主・妻、六代目主

墓碑・墓石の形態から読み解けたこと

祭祀者を調査するうえで、次の4つのことが判明した。

1. 江戸から大正期には幼児期に亡くなる者が多かったが、子墓ではなく石塔を築いて供養されている者もいる(【表4】⑦⑨⑱)。
2. 明治期までは楕形だった墓石が、大正期には角柱形になり、昭和30年代には笠塔婆形へ変化した。
3. Y家の墓石の墓碑銘は初代夫婦を除き、全てに苗字が刻まれている。Y家は過去苗字の変遷があり、墓碑銘にはY家の現在の苗字と以前使われていた苗字(読みは同じだが漢字が異なる)の両方が刻まれていた。二代目の墓碑銘(【表4】⑩)までは以前使われていた苗字と現在使われている苗字が混在しているが、二代目の妻以降は現在使われている苗字が刻まれている。このことから、明治中期から大正年間に現在の苗字が定着したものと推測される。
4. 長子の墓石だけが屋敷墓へ移動されており、代々墓的な要素が認められる。このことによって、埋葬された遺体ではなく、石そのものに死者の霊がとどまっているという霊魂観が存在していると考えられる。

3-2. 位牌と墓の関係

Y家では2017年に屋敷墓に合祀した際、倒せる墓石は全て倒し、各々の墓標が立っていた下の土(石積みがあり掘り出せないものは墓の手前の土)を集めて一つの骨壺へ納め、檀那寺(滝部にある浄土真宗寺院の西楽寺)の住職に墓前にて経をあげてもらったという。この時土を集めた骨壺は、屋敷墓の納骨室へ移された。

合祀以前、Y家の仏壇には繰り出し位牌があったが、合祀後に檀那寺に預け、過去帳を書いていたという。この時までY家には過去帳が無かったことから、仏壇に安置されていた位牌が過去帳の役割を持っていたと考えられる。

3-3. 祭祀方法

Y家の祭祀は高齢である話者以外は外に働きに出ていることもあり、話者が主体となっておこなっている。

2017年5月に合祀したことで山中の墓所へ行く必要がなくなったため、墓所(1)(2)への墓参りはなくなり、屋敷墓と仏壇だけの祭祀に変わった。また、日常祭祀で屋敷墓の掃除と参拝をおこなうため、正月や盆、春分・秋分といった彼岸に墓の掃除、参拝をおこなうことがなくなった。

現在おこなっている日常祭祀と定期祭祀は下記のとおりである。

日常祭祀

- ・ 仏壇での朝夕勤行（六代目主が亡くなってから。それ以前は朝のみ勤行をおこなっていた）
朝：領解文 夕：御文章、十二禮・正信偈・三仏偈・重誓偈のうちのどれか一つを唱える²¹。
- ・ 仏壇に果物・菓子等を供える。花は萎れたら（10日に一度くらいの頻度で）換える。
- ・ 墓参り（毎朝おこなう。花筒の水の交換・シバを供える・簡単な清掃）

定期祭祀

- ・ 正月：仏壇に丸餅を二つ重ねた鏡餅を供える。
- ・ 盆：仏壇にソーメン・林檎等の果物・盆菓子（砂糖菓子）を供える。初盆供養の際は盆提灯を出し、檀那寺の住職に読経してもらう²²。
- ・ 祥月命日：檀那寺の住職による法要。六代目主の命日（11月13日）に報恩講²³とまとめて行っている²⁴。

4. まとめ

調査の結果、Y家の墓地は文政年間から昭和初期にかけての約110年間、T地区上組の共同墓地として機能していたことがわかった。

建立場所をY家屋敷地横の山中に定めた理由については、自治会の総意でT地区上組の墓地をそこに定めたからではないか、とのことだった²⁵。しかし、T地区上組に属する、或いは属していた全ての家の墓があるわけではないので、上組内の特にY家と血縁者にあたる家や、親密な関係を築いていた家同士で、墓地となる場所を定めたのではないかと推察される²⁶。一方で、T地区中組に属する家は共同墓地を作らず、屋敷地より少し離れた場所に墓を作るか、家ごとに屋敷地内に代々墓を設営している。これはT地区に住んでいる世帯一軒一軒の距離が離れており、散居村に近い形態であるため、離れた家同士が寄り集まって墓地を作る必要性がない。即ち、住居の位置関係と対応した結果であるといえる²⁷が、これは上組も同様であり、組内に血縁者がいる家が複数ある、という条件も同じである。なぜ上組には共同墓地があり、中組には共同墓地がないのかという理由は明らかにできなかった。

現在、T地区上組内で分家した家は、新たに屋敷墓を作っており、墓所(1)と墓所(2)にあった住民の墓も合祀されて各家の敷地や土地に移されて参拝に行く者もおらず、Y家の墓は共同墓地としての役割は果たしていない²⁸。これは①昭和初期に土葬から火葬へ変わったことで埋葬地が省ス

ペース化され、屋敷地に墓を建立できるようになったことで、山中の共同墓地から屋敷墓へ次第に変遷していったこと。②参拝供養の中心を担う住民の高齢化に伴って、山中に行くことが難しくなったこと。③参拝者の世代交代によって参拝の手間を少しでも省きたいという意識の変化が起きたこと。以上のように、時代に合わせた合理的考えによっておこなわれた部分が多いということが判明した。

墓を敷地内の一箇所に集めて位牌を檀那寺に預けるという行為は、Y家にとっては先祖をきちんと供養したのだという認識をもたらしたが、一方で、Y家で近年まで合祀化が進まなかった理由としては、亡き六代目主が生前に「墓を動かすのは眠っているご先祖様がうるさく思うので、あまりよくないのではないか」という考えを持っていたからであるという。六代目主にとって山中の共同墓所は、生活空間から隔離された場所であり、また、みだりに騒がしくしたり荒らしてはならない場所という、死穢に対する忌避観念と先祖に対する畏敬を抱かせる場所であったのだと思われる。このことから、世代間での供養に対する価値観や意識の変化がY家にも存在していたことがわかる。

また、四代目主のみが他所の地区へ葬られた理由は定かではないが、Y家にとって四代目主の死が土葬から火葬への大きな転換点だったことは確かである。

豊北町史二(1994)の年表には、豊北町に町営火葬場が完成するのは昭和44(1969)年とある。そのため、四代目主が没した時にはまだ各家や自治会で火葬をおこなっていた。Y家はT地区上組の講内で葬送をおこなったという。遺体の火葬は講内の者に手伝ってもらい、焼く場所まで棺を運ぶのも講内の者に手伝ってもらっていた²⁹。焼く場所は亡くなった者の家の敷地内や敷地の傍、或いは墓地の傍で、決まった火葬場はなかったという。

この頃、中組は関わっていなかったが、T地区全体の世帯数が減ったため、いつからかは不明だが上組と中組という組内を取り払いT地区全体で葬送をおこなうようになった。しかし、葬儀屋での葬儀の普及に伴い、講内の者が葬送の世話をすることは次第になくなっていき、講内の葬送の風習を知る者も少なくなっていった。

T地区の共同墓地が他所の地区に存在していたという話もまた、聞き取り調査をおこなえたのは話者からのみであり、当時を知る者がT地区にいない今、確証をえることができない。四代目主の埋葬地点とされる場所の特定は、今後の課題として同地区や近隣地区に調査を広げ、解明する必要がある。

(謝辞)

本稿作成にあたり、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの吉留徹副館長及び、大藪由美子氏、高椋浩史氏に多くのご配慮とご教授を賜りました。記して感謝申し上げます。

注)

1. 新谷尚紀、1997：死・葬送・墓制をめぐる民俗学的研究「第一部 葬送・墓制の民族史 第一章 墓制の民俗史第一節 縄文・弥生・古墳時代 3 古墳の築造とその消長」8頁
2. 日立システムアンドサービス 2008：百科事典マイペディア：【墓】 参考
3. 終活ねっと 2020：『現代のお墓事情について問題の原因とその解決策を考えます。』
(<http://syukatsulabo.jp/grave/article/6137>) 参考
4. 3に同じ

5. 豊北町は昭和45年には既に過疎地域として指定(豊北町史編纂委員会、1994:豊北町史二「年表」1288頁より)され、人口は年々減少している。現在の人口総数は8321人。そのうち65歳以上の高齢者は4570人と全体の54%を占めている(下関市ホームページ「人口と世帯数」「年齢別男女別人口 令和3年1月31日現在」より)。
6. 組とは日本の村落社会における社会的結合の単位。本来同族組織を中心とする血縁集団であったが、江戸時代に入ると地縁的に結合し、相互扶助、日常の共同労働を目的とする組、すなわち葬式組、祭組、水車組、普請組、ゆい組(田植えなどの労力交換)などができた(2009:ブリタニカ国際大百科事典:【組】(2))。T地区には上・中・下の三つの組があるが、下組は同自治会ではなく、豊北町北宇賀F地区に属している。
7. 六代目主は現Y家当主(七代目)の父にあたる。
8. 屋敷墓とは屋敷内に設けられた墓を指す。狭義には屋敷内の一面に遺体を埋葬し石塔を建てる形態を指すが、遺体を屋敷内に埋葬するが石塔は屋敷外の別の場所に建てる場合や、逆に遺体は埋葬せず石塔のみを屋敷内に建てる場合も広い意味ではこの中に含まれる(2005:『民俗小辞典 死と葬送』182頁)。
9. 【図1】Y家墓所周辺図は国土地理院地図(www.gsi.go.jp)を元に作成した。
10. 墓石とは墓の石。仏教では、釈尊の骨を納めて塔を建てた事跡に習い、遺骨礼拝の象徴として立てられた石。石碑のほか、石塔、石人、石獣などがある(2009:ブリタニカ国際大百科事典:【墓石】)。ここでは基台の上に立てられた石塔を墓石という。
11. 墓標とは墓のしるしに立てる、木や石。はかじるし(2008:広辞苑第六版:【墓標】)。ここでは基台を含む埋葬地点の墓上装置を墓標という。
12. T地区下組のO家はT地区上組のO家の親戚筋にあたる。
13. 鉄道自殺した遺体が埋葬されていたが、後に身元が判明し、遺族が遺体を引き取ったといわれている。
14. 話者によるとT家の土葬墓は随分昔に同地の傍に建立された墓に合祀されているため、何基あったのか、いつ合祀されたのかは不明であるという。
15. TK氏はY家四代目主の従兄弟にあたる。
16. 大人の墓とは区別して、子供を埋葬する墓。流産・死産・1歳前の赤ん坊から7歳くらいまでの乳幼児を埋葬する。墓上装置は大人より簡略で、木の小さい墓標や石を立てる、竹をすのこ状に編んだものをかぶせる、等が見られる(2005:『民俗小辞典 死と葬送』187-188頁)。
17. 過去帳に記載されている人数より墓が多いのは「子墓」に埋葬された幼児、あるいは嬰兒には法名が付いていないからとされる。特に四代目夫婦には子が多く生まれたが、幼くして亡くなった子が多かったという。
18. 三代目主の四男の墓は、Y家七代目当主によると「昔、この墓の下には何も入っちゃらん、と言われた。日露戦争に出兵して戦死して遺体は戻らなかったのではないか」とのこと。この石塔のみ、戦争墓(軍人墓)に見られる竿石の上部が方錐形の兜巾型とまきんがた(【写真6】)であるため、七代目当主が推察したとおり、戦争墓であると思われる。
19. 墓標は「釋了光信士」となっている。過去帳に無い法名のため、特定することができなかった。
20. 屋敷墓はO家(本家)の屋敷地にあるが、現在住民はいない。住居は週末に農作業をおこなうときのみ活用されている。
21. これらを唱えなければならない、という決まりはなく。経本に載っているものを飽きないように日替わりで唱えている。
22. 法要は祥月命日と初盆供養の時のみ。話者曰く「他の家は毎年の正月や盆も頼んで拝みに来てもらうこともあった。うちはお坊さんが忙しかろうと思って遠慮した」とのこと。
23. 2017年5月以前は、報恩講は3月におこなっていた。



【写真6】四代目主の弟の墓

24. 祥月命日の法要は、六代目主が亡くなる前は五代目の妻の命日(9月28日)におこなわれていた。Y家では亡くなって50年以上経つ人が多いという理由から、墓に祭祀されている人の供養も祥月命日にまとめておこなっている。また、昔(五代目の妻が亡くなる以前)は檀那寺である西楽寺ではなく直子にある浄土真宗寺院の西光寺(※現在は廃寺)の住職に来てもらっていたという。これは滝部の檀那寺の方が抱えている檀家が多く、忙しくて予定が合わなかったから。また、滝部よりも直子の寺の方が近いので頼みやすかったから、とのこと。
25. なぜ自治会が山中に定めたのかという理由や土地の所有者については話者も詳しくは知らないとのこと。
26. 上組にはT家の親元であるN家、短期間のみ在住していたOT家があったが、N家は屋敷地跡に代々墓を建立しており、OT家は墓を建立していない。T家とO家は、養子であるY家二代目主と、その妻の血縁の家にあたる。YD家は現在でもY家と親しい家である。K家は60年以上前にT地区からいなくなっているため、Y家と関わりは不明である。しかし、K家の屋敷跡地と山中の墓所の位置が比較的に近い場所であったことが理由と考えられる。
27. 土生田純之企画、2009:墓から探る社会(川崎市市民ミュージアム編)(雄三閣)「第一部 墓の民俗学(新谷)」89頁
28. T家は上組内で分家し、屋敷墓を設営している。O家も上組内で分家しているが、こちらはまだ家中で亡くなった者がいないため、屋敷墓を設営していない。
29. 棺は立棺だが、龕などを使っていなかったという。話者に理由を伺ったところ「埋葬場所の傍で焼くが、場所が山の中であることが多いので、龕みたいな重いものに入れて運ぶのが大変だったからではないか」とのこと。

(引用・参考文献)

1. 豊北町史編纂委員会、1994:豊北町史二
2. 新谷尚紀、1997:死・葬送・墓制をめぐる民俗学的研究
3. 新谷尚紀・関沢まゆみ、2005:民俗小辞典 死と葬送(吉川弘文館)
4. 土生田純之企画、2009:墓から探る社会(川崎市市民ミュージアム編)(雄三閣)
5. 矢都村典子、2012:梅光学院大学 民俗学レポート「墓」
6. 国土地理院:www.gsi.go.jp
7. 終活ねっと: <http://syukatsulabo.jp/grave/article/>
8. 日立システムアンドサービス、2008:百科事典マイペディア
9. ブリタニカ・ジャパン、2009:ブリタニカ国際大百科事典
10. 岩波書店、2008.2009:広辞苑第六版
11. 下関市ホームページ「人口と世帯数」
<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/genre/000000000000/1103698164568/index.html>